

設計業務等標準積算基準書  
及び同参考資料  
〔公表用〕

令和7年10月1日以降

宮 城 県 土 木 部

## 1 物価資料を用いる単価

「土木部標準単価決定要領」によるものとする。

## 2 業務価格

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切捨て）するものとする。

## 3 宿泊費及び宿泊手当について

「職員等の旅費に関する条例」及び「職員等の旅費支給規定」によるものとする。

## 4 設計変更について

設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{業 務 価 格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{原請負額}}{\text{原官積算額}} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{変 更 業 務 費} = \text{業 務 価 格} \times (1 + \text{消費税率}) \\ \text{(変更業務委託料)} \quad \text{(落札率を乗じた額)} \end{array}$$

- 注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。  
2. 原請負額、原官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。  
3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
- ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合
  - ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合